



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社 BBH

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生

(コード番号 : 3 7 1 9)

問合せ先 管理本部長 江口 航

電話番号 : 03-3348-8380

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成21年4月15日付にて株式会社NSP（旧商号「株式会社中野サンプラザ」であり、同社の平成20年12月22日の新設分割により設立された現「株式会社中野サンプラザ」とは別法人である。以下、旧商号の「株式会社中野サンプラザ」とあわせて「NSP」という。）より訴訟の提起を受けました（訴状送達日平成21年4月24日）ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 4 月 15 日

2. 訴訟を提起した者

名 称 株式会社NSP

代表者 代表清算人 大島浩道

所在地 東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号

3. 訴訟の内容

(1) 請求の原因

株式会社BBH（以下、「BBH」という。）とNSPは双方の代表者であった者をして、平成17年8月1日「会計システム一式」をリース物件としてリース契約を締結している。また、当該リース契約は平成19年7月31日にBBHとNSPの合意により解除されている。

NSPは本件リース契約に基づくリース料の支払い、リース契約解除に伴う清算金の支払いをしている。

本件リース契約についてリース物件たる「会計システム」が存せず、双方の代表者が同一人物であることを利用し、BBHに不当な利益を生じさせる架空取引であるので、以下を請求するものである。

(2) 損害賠償請求

主位的請求

イ. BBHは、NSPに対し、4,729万7,250円及びこれに対する年6分の割合（平成17年8月1日から支払済みまで）による金員を支払え。

ロ. 訴訟費用はBBHの負担とする。

予備的請求

イ. 本件取引が不法行為にあたらなくとも、リース物件たる「会計システム」が存せず、B B Hに利得を保持する理由が無いため、不当利得返還請求として、B B Hは、N S Pに対し、4,729万7,250円に対する年6分の割合（契約の解除日である平成19年7月31日から支払済みまで）による金員を支払え。

ロ. 訴訟費用はB B Hの負担とする。

予備的請求は、主位的請求が裁判所に認められない場合を想定して予備的に主張するもので、主位的請求及び予備的請求の両方が認められることはありません。

4. 当社の見解及び今後の見通し

当社は、平成16年のN S Pによる中野サンプラザ運営事業取得以降、同社の会計関連を中心にその業務構築のコンサルティングを行ってまいりました。

当該会計関連のコンサルティング支援の契約形態につき、N S Pの資金計画を鑑み、リース契約の形式により、平成17年8月1日付にて契約を取り交わし処理をまいりました。また、平成19年7月31日に本契約を解除・清算し、本契約は適正に取引が終結しているものであります。

本件取引につきましては、すでに、当社の社内調査、当時のN S P監査役によるN S P社内調査、第三者機関による調査が行われており、複数回にわたる全ての調査において、本取引が架空取引ではないことが確認されております。当該調査結果に基づき、当社は、本取引は正当な取引でありかつ契約は有効であると判断しておりますので、上記の損害賠償義務が当社にはないことを主張し、争う方針であります。

また、本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以上